

再エネ業務管理システムの 運用見直しについて

2023年4月17日
資源エネルギー庁

再エネ業務管理システムの不正閲覧事案について

- 再エネ特措法に基づく制度を運営する上で必要な手続を実施し、認定情報等を一元的に管理するため、再エネ業務管理システムを構築。2017年の法改正により送配電買取となったことから、2018年8月から各一般送配電事業者には供給区域内の認定設備情報のみ閲覧できる権限を付与。同時に、再エネ特措法により、一般送配電事業者に対し、当該FIT制度に関する業務で得た情報の目的外利用を禁止している。
- 2023年2月以降、全ての一般送配電事業者が保有するアカウントがグループ内の小売電気事業者に供与され、本システムに対してアクセスしていた事案が発生。
- 本事案をうけ、再エネ特措法に基づく報告徴収や電力・ガス取引監視等委員会に対する意見聴取を実施。
- 再エネ業務管理システムに関する対応については、外部有識者による、運用見直しに関する検討を開始（4月17日）。

2023年3月27日 第51回再エネ大量導入・次世代電力NW小委 資料1より抜粋

【事実経過】

- 2月3日（金）**：東京電力パワーグリッド(株)（以下「東電PG」）から、同社に対し付与していた再エネ業務管理システムのアカウントを、東京電力エナジーパートナー(株)（以下「東電EP」）の一部社員が利用し、認定事業者の情報の一部を閲覧していたおそれがあるとの連絡が資源エネルギー庁に対してあり、当該事案が判明
- 2月6日（月）**：更なる情報漏えい防止のため、全ての一般送配電事業者向けアカウントの利用を直ちに停止
- 2月10日（金）**：東電PG、東電EP及び他の全ての一般送配電事業者に対して、再エネ特措法第52条第1項に基づく報告徴収を実施
- 2月16日（木）**：同日までに、全ての一般送配電事業者・みなし小売電気事業者で同様の事案が発生したことが判明。
各社（みなし小売含む。）に対して事案の詳細を調査するため、更なる報告徴収を実施
- 3月6日（月）**：みなし小売電気事業者全社への報告徴収
- 3月10日（木）**：同日までに全ての報告徴収に対し、各社から回答提出
- 3月15日（水）**：電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取を実施

報告徴収により判明した事案概要①

- 一般送配電事業者からID等が流出した経緯は概ね、①送配電担当者が小売担当者に共有、②送配電担当者が小売へ転籍等し、転籍後に利用・共有、③社内システム上での共有に大別。
- みなし小売電気事業者は、交付金申請関係や問い合わせ対応など、主に事務手続の効率化のためシステムを閲覧。全社とも、閲覧情報を営業活動目的には利用していないとの回答。

	ID・PWを小売に共有した経緯	小売のシステム閲覧目的
北海道電力NW／ 北海道電力	分社化前に北海道電力の送配電部門の社員から、同社の小売部門の一部社員に対して、 <u>メールでID等を提供</u>	認定情報確認、 <u>交付金申請エラー解消</u>
東北電力NW／ 東北電力	送配電に在籍していた社員がHD（小売部門）に異動。 <u>送配電在籍時に利用していたID等を異動後も利用</u>	<u>認定事業者からの照会対応</u> 、債権譲渡に伴う契約有無の確認、出力制御発生者の対象確認
東京電力PG／ 東京電力EP	・東京電力EP社員の求めに応じて、 <u>メール等でID等を提供</u> ・送配電に在籍していた社員が東京電力EPに異動。 <u>送配電在籍時に利用していたID等を異動後も利用</u>	認定情報確認（認定事業者の <u>事業税非課税事業者の該当性</u> の確認を含む）、 <u>交付金申請エラー解消等</u>
北陸電力送配電／ 北陸電力	・送配電に在籍していた社員がHD（小売部門）に異動。 <u>送配電在籍時に利用していたID等を異動後も利用</u> ・ <u>ID等が記載されたマニュアルが、HD（小売部門）と共用されるデータベースで閲覧可能な状態にあった。</u> ※実際に閲覧をしていた社員は確認されていない	<u>認定事業者からの照会対応</u> 、卒FIT電源に係る <u>非化石証書申請業務等における認定IDの確認</u>

報告徴収により判明した事案概要②

	ID・PWを小売に共有した経緯	小売のシステム閲覧目的
中部電力 P G／ 中部電力ミライズ	・中部電力ミライズ社員の求めに応じて、<u>メール等でID等を提供</u> ・分社化前に中部電力の送配電部門の社員から、同社の小売部門の一部社員に対して、<u>メールでID等を提供</u>	認定情報確認、 <u>交付金申請エラー解消</u> 、発電事業者からの照会対応、 <u>非化石電力量申請エラー解消等</u>
関西電力送配電／ 関西電力	・分社化前に送配電部門の社員から、小売部門の一部社員に対して、<u>メールでID等を提供</u>	<u>発電事業者からの照会対応</u> 、 <u>交付金申請エラー解消</u> 、工事申込み受付時の対応
中国電力 NW／ 中国電力	・HD（小売部門）社員の求めに応じて、<u>メール等でID等を提供</u> ・中国電力NWに在籍していた社員が<u>中国電力に異動</u>。ID等を異動後も利用	設備情報確認、 <u>認定事業者からの照会対応</u> 、 <u>交付金申請エラー解消等</u>
四国電力送配電／ 四国電力	・分社化前に送配電部門の社員から、小売部門の一部社員に対して、<u>ID等を提供</u>	<u>交付金申請エラー解消</u>
九州電力送配電／ 九州電力	・HD（小売部門）社員の求めに応じて、<u>メール等でID等を提供</u> ・送配電に在籍していた社員がHD（小売部門）に転出。<u>送配電在籍時に利用していたID等を異動後も利用</u>	認定情報確認、 <u>認定事業者からの照会対応</u> 、 <u>交付金申請エラー解消等</u>
沖縄電力(送配電部門／ 小売部門)	<u>社内インフラの特定スペースにてID等を掲載</u> 。小売部門と送配電部門に <u>分離後も小売部門にて閲覧可能な状態</u>	認定情報確認

報告徴収により判明した事案概要③（閲覧をしていた項目）

- 今回確認された本システムからの主な閲覧項目は以下のとおり。

（１）認定計画に関する基本情報

設備ID、事業者名、設置者名（企業の場合、代表者名）、事業者住所、規定法人該当性、認定年月日（新規認定）、認定年月日（変更認定）、申請年月日

（２）発電事業の内容に関する情報

運転開始年月日、調達価格、調達期間満了年月、接続契約締結日、失効に係る情報（失効までの期間等）

（３）再エネ発電設備に関する情報

電源種別、設備容量、設置場所、発電所名称、パネル容量、パネルのメーカー・型式等、配線区分、設備の設置形態（屋根置き等）

個人情報保護に関する対応について

- 再エネ業務管理システムは、FIT制度・FIP制度の認定事業者の情報を管理しており、その情報の中には、氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報も含まれている。
- 更なる情報漏えい防止のため、2月6日以降、全ての一般送配電事業者向けアカウントの利用を直ちに停止するとともに、個人情報漏えいの恐れがあることから、経済産業省HPにおいて事案の発生を公表。

2023年2月10日 経済産業省ニュースリリースより抜粋

東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社、その他全ての一般送配電事業者に対して再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく報告を求めました

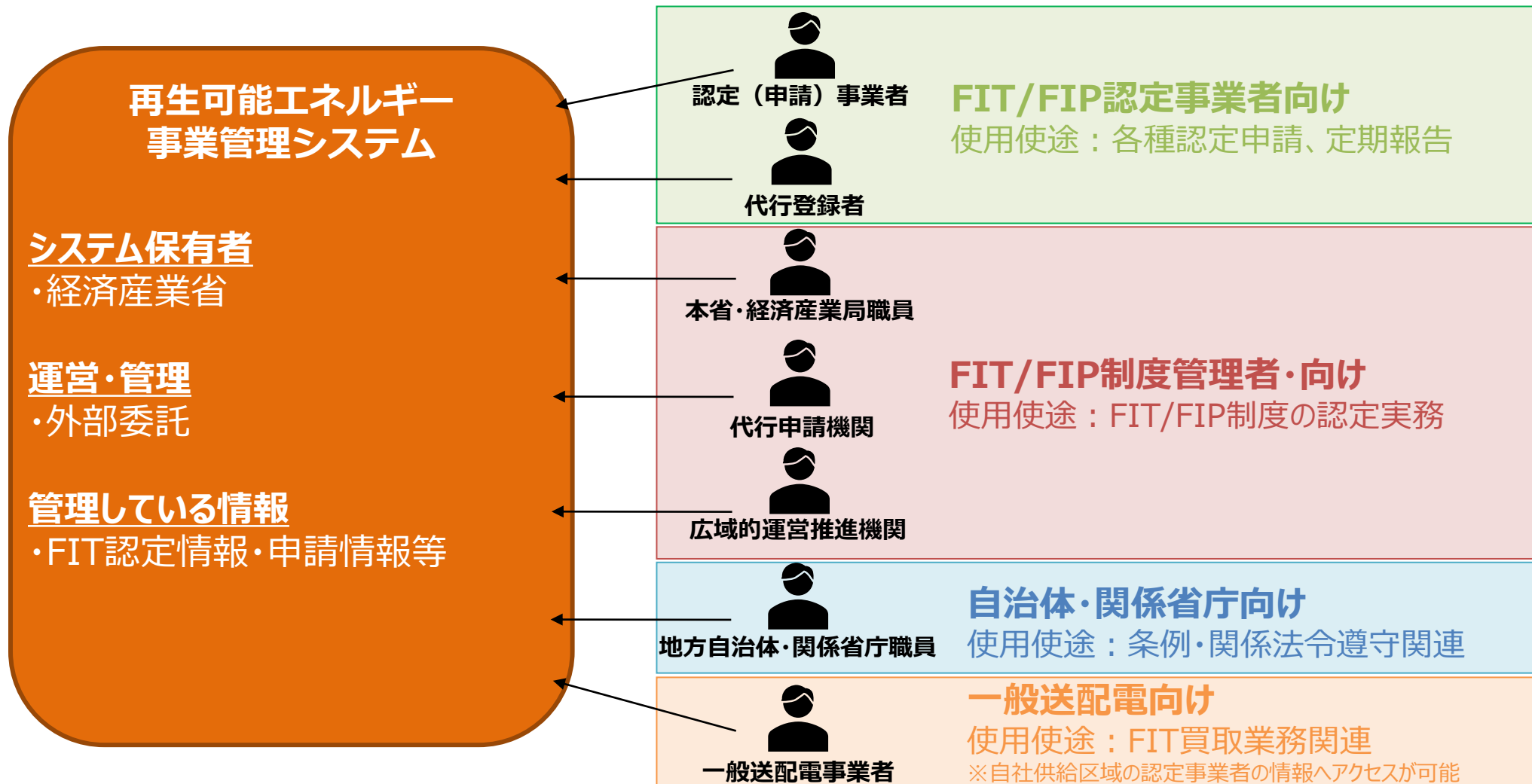
2023年2月10日

▶ エネルギー・環境

経済産業省が、一般送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東電PG」）に付与していた「再エネ業務管理システム（※1）」のアカウントを、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電EP」）の一部の社員が使用し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の認定事業者の情報の一部が閲覧していたおそれがある事案がありました。本件について、個人情報漏えいのおそれ（※2）があることが判明したことから、本日、東電PG及び東電EPに対し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第52条第1項の規定に基づく報告を求めるとともに、同様の事案がないかについて、その他全ての一般送配電事業者に対して報告を求めました。

(参考) 再生可能エネルギー業務管理システムについて

- 再エネ特措法に基づく業務を行うため、再エネ発電事業者、一般送配電事業者、自治体・関係省庁、FIT/FIP制度管理者（経済産業省等）がアクセス可能。アクセス者によって閲覧範囲が異なる。



(参考) 電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取

2023年3月27日 第51回再エネ大量導入・次世代電力NW小委 資料1より抜粋

- 報告徴収の結果を受け適正な情報管理のあり方及び適正な競争関係の確保の観点から意見聴取を実施。
- 全ての一般送配電事業者及びグループ内小売電気事業者の「再エネ業務管理システムに係るID・パスワード管理の不徹底による業務運営について、情報の適正な管理及び適正な競争確保の観点から不適切であった」とし、「以下の対応をとることが望ましい」との回答があった。
 1. 一般送配電事業者に対して、その社員等が特定関係事業者の社員等に対して再エネ特措法の業務に関して知り得た情報を漏洩しないよう、行為規範の策定や社員教育など有効な対策を講じるよう求めること。
 2. 一般送配電事業者に対して、パスワードの定期的な変更など、適切なパスワード管理の徹底を求めること。
 3. 再エネ業務管理システムに関し、一般送配電事業者に対するID・パスワードの付与方法の見直しを検討すること。
 4. みなし小売電気事業者に対して、一般送配電事業者に対して再エネ特措法の業務に関して知り得た情報の提供を働き掛けないよう、行為規範の策定や適切な社員教育等を施すとともに、定期的な社内監査を求めていくこと。

再エネ業務管理システムの運用上の課題について

- 再エネ特措法に基づき、一般送配電事業者には、情報の目的外利用の禁止が規定されている中で、これまでの本システムの運用では、各一般送配電事業者に対してID等を付与した上で、その管理のあり方については、一般送配電事業者各社の情報管理体制の下での運用となっていた。
- 再発防止にあたっては、各一般送配電事業者における対策のほか、再エネ業務管理システムの運用自体を見直し、ID等の使い回しの禁止や、情報の目的外利用の防止を徹底することが重要。
- 今回の事案が確認された2月6日以降、全ての一般送配電事業者向けアカウントの利用を直ちに停止し、現在は、閲覧者や閲覧項目等に対して制限をかけた暫定的な措置として、極めて厳格な対応を行っている。システム運用の見直しにあたっては下記の課題の解消が必要ではないか。
 - ① 一般送配電事業者毎に一つのIDの付与となっていた
 - ② パスワード変更方法やシステムの利用者が、各社の情報管理体制や業務実施体制の下に委ねられていた
 - ③ 再エネ業務管理システムへのアクセス状況等について監査が行われていなかった 等
- 本検討会ではこうしたシステム運用上の課題への対応についてご議論いただきたい。

(参考) 再エネ大量導入・次世代電力NW小委における議論①

<委員からのご意見>

- 適正な情報管理や競争性の確保という観点から非常に大きい問題。厳正な処置が必要だと思っている。実態把握も踏まえて再発防止に向けて厳格な対応をとっていただきたい。また、経済産業省のシステムに関する対応も着実に進めてほしい。
- まずは国民・需要家からの信頼回復に向けて、再発防止・コンプライアンスの向上の徹底に努めてほしい。そのうえで、個人情報保護や企業情報の保護は前提に、効率的な情報の公開のあり方も考えてほしい。
- システム運用の効率化の観点は重要だが、再発防止に向けた観点を忘れることのないように、しっかりと協を固めて対応をしてほしい。
- 情報アクセスの中立性は徹底すべきという意見に賛同。どのような時点でも大手電力も新電力も中立になるということが原則だと考える。
- 別のシステムでもこうした事案が起こっていないかはよく考えてほしい。類似の事例に対して先行事案として対応策を考えるべき。
- 人事交流に関連して情報漏洩が起こったことを重く受け止めている。今回のような情報漏洩が発生するような安直な人事異動となっていないかは改めて考えてほしい。

(参考) 再エネ大量導入・次世代電力NW小委における議論②

<委員からのご意見>

- 小売買取業務は当面続くので、業務上必要な情報についてはしっかりとアクセスできるようなシステム運用ができるかといった点についてよく考えてほしい。例えば情報公開や制限をかけた上でのアクセス権限の付与が考えられる。
- 原因究明、再発防止策を検討されていると思うが、その結果、むしろ業務上の必要性、あるいは効率性、正当な目的のために、こうした情報共有が必要な場面があるということが判明したら、利用目的を再整理・明確化をし、情報のアクセスの方法や管理のあり方についてよりよい方向になるように整理をしてほしい。
- 公正な競争への悪影響や個人情報保護等といった観点を踏まえつつ、適切な情報の利用のあり方を議論していくということは、このシステム全体でも理にかなう。
- 運用の改善に時間がかかる場合は、対応策に応じた多段階での対応も考えてほしい。

本検討会における検討の視点①（案）

＜当面の対応について＞

- 今回の事案は適正な情報管理のあり方及び適正な競争関係の確保の観点から不適切であることから、再発防止を含め厳格な対応が求められている。
- また、関係審議会において、「まずは再発防止・コンプライアンスの向上の徹底に努め、信頼回復に努めてほしい」といった意見もあった。
- こうしたことから、当面の対応としては、再発防止に向けた再エネ業務管理システムの運用の見直しが必要になると考えられる。
- 具体的には下記のような視点から対応策を検討してはどうか。
 - ① システム管理・利用の双方からのID・パスワードの運用方法の見直し
 - ② 適切な情報の取扱いのための利用ルールの整備
 - ③ 定期的な監査体制の構築及び適切な運用
- また、こうした対応策の検討にあたっては、自治体や関係省庁、FIT/FIP制度管理者（経済産業省等）などが利用する場合の運用についても検討すべきではないか。

本検討会における検討の視点②（案）

＜中長期的な対応について＞

- 当面の対応としては、再発防止を含め厳格な対応が求められるが、引き続きFIT制度における買取業務は継続していくところ、本事案について十分な対応を行ったうえで、より効率的な業務の実施のための運用改善を行うことも考えられる。
- これまでの関係審議会における議論では、「（小売買取義務者においても）制限をかけた上でのアクセス権限の付与といった形で効率的な業務実施を促す」ことを検討すべきといった意見もあった。
- 小売買取業務を含めた、運用改善を検討するにあたっては、電気事業者間の公正な競争への影響やシステムにおいて利用できる情報の厳格な管理といった観点に十分留意することが重要。

(参考) 一般送配電事業者の禁止行為 (再エネ特措法上の規定)

2023年3月27日 第51回再エネ大量導入・次世代電力NW小委 資料 1 より抜粋

- 再エネ特措法上、一般送配電事業者は、特定契約又は一時調達契約に基づく供給に関して知り得た認定事業者等に関する情報を、当該供給に係る業務などの業務の用に供する目的以外のために利用、提供することは禁じられている (第19条第1項第1号)。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百八号) (抄)

(禁止行為等)

第十九条 一般送配電事業者及び配電事業者は、特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給又は使用に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に関して知り得た認定事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者に関する情報を当該供給に係る業務及び託送供給 (電気事業法第二条第一項第六号に規定する託送供給をいう。次項第一号において同じ。) 又は電力量調整供給 (同条第一項第七号に規定する電力量調整供給をいう。) の業務の用に供する目的以外のために利用し、又は提供すること。

二 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、前二項の規定に違反する行為があると認めるときは、電気事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(参考) 一般送配電事業者等に対する報告徴収（再エネ特措法上の規定）

2023年3月27日 第51回再エネ大量導入・次世代電力NW小委 資料1より抜粋

- 再エネ特措法上、一般送配電事業者、小売電気事業者等に対し、報告徴収及び立入検査を実施することが可能。（第52条第1項）。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号） （抄）

（報告徴収及び立入検査）

第五十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

四 第五十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。